

独立監査人の監査報告書

2020年7月29日

日本公認会計士協会
会長 手塚正彦 殿

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 武田 勇 蔵 ㊦
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高 城 慎 一 ㊦

業務執行社員 公認会計士 小 松 一 郎 ㊦

監査意見

当監査法人は、日本公認会計士協会の会則第204条第2項に基づき、日本公認会計士協会の2019年4月1日から2020年3月31日までの第54事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合

理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

私たちは、会則第151条第7項の規定に基づき、日本公認会計士協会の2019年4月1日から2020年3月31日までの第54事業年度における会務の執行及び財務につき監査を実施した。

私たちは、監査を実施するに当たり、理事会その他重要な会議に出席したほか、監査上の重要性を勘案し、役員から会務執行の状況、各部門責任者等から業務処理の状況を聴取するとともに、重要な決裁書類及び文書の閲覧、証憑書類の査閲等私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

財務諸表等の監査については、会則第151条第7項括弧書き及び第204条第2項の規定に基づき会計監査人によって監査されていることから、会計監査人に依拠することとし、私たちは会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人から報告又は説明を受け、その実施状況等を検討した結果、会計監査人である八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当と認める。

地域会における業務の執行及び財務については、会則第183条第4項の規定に基づいて各地域会の監事によって監査されていることから、地域会の監事の監査に依拠することとし、監査報告書の写し及び監査実施概要書を入手してその実施状況等を検討するとともに、適宜、業務執行の状況に関する質問、証憑書類の査閲等私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

以上の結果、会務の執行及び財務について、指摘すべき重大な事実はないものと認める。

2020年7月31日

監事 浅井 万 富

監事 大塚 宗 春

監事 尾形 克 彦

監事 堀 仁 志